広島県告示第三百六十二号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
一（略）			
広島港	（略）	（略）	（略）
	臨港交通施設	（略）	（略）
		臨港道路マリーナ北線	（略）
		臨港道路江波線	広島市中区江波沖町一五八八番一〇
	（略）	（略）	（略）
		広島国際フェリーポート駐車場	広島市南区出島二丁目二番一一　同二番一二
	（略）	（略）	（略）
	旅客施設	広島国際フェリーポート可動橋	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）			
福山港	（略）	（略）	（略）
	港湾環境整備施設	（略）	（略）
		福山みなと公園	福山市松浜町三丁目一〇七番二　同一〇七番四〇　同六〇五番　同東川口町一丁目一一四番三　同一一四番八　同一一五番　同港町一丁目一七一番五　同一七三番二　同一七六番　同港町二丁目一八〇番六　同一八一番三　同一八一番四　同一八三番六　同一八四番三　同一九一番一　同一九四番　同一九六番
	（略）	（略）	（略）

改正前

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
一（略）			
広島港	（略）	（略）	（略）
	臨港交通施設	（略）	（略）
		臨港道路マリーナ北線	（略）
	（略）	（略）	（略）
		広島国際フェリーポート駐車場	広島市南区出島二丁目二番八　同二番一一　同二番一二
	（略）	（略）	（略）
	旅客施設	広島国際フェリーポート可動橋	（略）
		広島国際フェリーポート	広島市南区出島二丁目二番一一
	（略）	（略）	（略）
（略）			
福山港	（略）	（略）	（略）
	港湾環境整備施設	（略）	（略）
		福山みなと公園	福山市松浜町三丁目一〇七番二　同一〇七番四〇　同六〇五番　同東川口町一丁目一一四番三　同一一四番八　同一一五番　同港町一丁目一七一番五　同一七三番二　同一七六番　同港町二丁目一八〇番六　同一八一番三　同一八一番四　同一八三番六　同一八四番三　同一九一番　同一九四番　同一九六番
	（略）	（略）	（略）